

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成区分	スポーツ団体スポーツ活動助成
事業細目名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

令和４年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は、以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	1,134,373 円
助成対象額	907,000 円
評価	B
配分割合	80%
交付決定額	725,000 円

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成割合を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成割合を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『令和４年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターホームページをご参照ください。）により、交付決定額を算出しています。

評価A：100%

評価B：80%

評価ー：70% 申請１年目において前年度実績が乏しい団体

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので、予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成割合を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。

令和4年度 収支予算書

団 体 名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事 業 細 目 名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事 業 名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

(収入) (単位：円)

科 目	金 額	内 容
く じ 助 成 金 収 入	725,000	助成割合：4/5
協 賛 金 収 入	0	
入 場 料 収 入	200,000	当日券（@2,000）×100枚
参 加 料 収 入	0	
補助金・委託金等収入	0	
そ の 他 収 入		
自 己 負 担 金	218,465	
合 計	1,143,465	

(支出) (単位：円)

科 目	事業に要する経費	助 成 対 象 経 費			助成対象外経費
		助成対象 経費総額（A）	左記のうち、助成対象 経費限度額（B）	限度額との差 （A－B）	
諸 謝 金	49,092	44,546	40,000	4,546	4,546
旅 費	0	0	0	0	0
渡 航 費	0	0	0	0	0
滞 在 費	0	0	0	0	0
借 料 及 び 損 料	269,545	269,545	269,545	0	0
消 耗 品 費	0	0	0	0	0
ス ポ ー ツ 用 具 費	66,000	66,000	66,000	0	0
備 品 費	0	0	0	0	0
印 刷 製 本 費	427,570	427,570	427,570	0	0
通 信 運 搬 費	0	0	0	0	0
委 託 費	0	0	0	0	0
賃 金	0	0	0	0	0
会 議 費	0	0	0	0	0
雑 役 務 費	268,368	268,368	268,368	0	0
補 助 金 ・ 交 付 金	0	0	0	0	0
コ ロ ナ 対 策 経 費	62,890	62,890	62,890	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	1,143,465	1,138,919	1,134,373	4,546	4,546

C 1,134,373

経 費 内 訳 表

団 体 名 : 特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会

事業細目名 : スポーツ教室、スポーツ大会等開催 (スポーツ)

事 業 名 : 東西中学生アメリカンフットボール交流戦

科目	助成対象経費				助成対象外経費	
	助成対象経費 (A)		左記のうち、助成対象経費限度額 (B)			
	金額 (円)	積算内訳	金額 (円)	積算内訳	金額	積算内訳
諸 謝 金	44,546	東西中学生アメリカンフットボール交流戦 (医師) @ 27,842円 x 1回 = 27,842円 (記録写真) @ 5,568円 x 1回 = 5,568円 (場内放送) @ 5,568円 x 1回 = 5,568円 (運営スタッフ) @ 5,568円 x 1回 = 5,568円	40,000	東西中学生アメリカンフットボール交流戦 (医師) @ 25,000円 x 1回 = 25,000円 (記録写真) @ 5,000円 x 1回 = 5,000円 (場内放送) @ 5,000円 x 1回 = 5,000円 (運営スタッフ) @ 5,000円 x 1回 = 5,000円	4,546	東西中学生アメリカンフットボール交流戦 (医師) @ 2,842円 x 1回 = 2,842円 (記録写真) @ 568円 x 1回 = 568円 (場内放送) @ 568円 x 1回 = 568円 (運営スタッフ) @ 568円 x 1回 = 568円
旅 費						
渡 航 費						
滞 在 費						
借 料 及 び 損 料	269,545	(富士通スタジアム川崎) @ 254,200円 x 1日 = 254,200円 (AED レンタル) @ 15,345円 x 1日 = 15,345円	269,545	(富士通スタジアム川崎) @ 254,200円 x 1日 = 254,200円 (AED レンタル) @ 15,345円 x 1日 = 15,345円		
消 耗 品 費						
スポーツ用具費	66,000	(ヤマモトスポーツ) TOTOROロゴ入りボール x 12球	66,000	(ヤマモトスポーツ) TOTOROロゴ入りボール x 12球		
備 品 費						
印刷製本費	427,570	(横断幕) 5種7枚 100,100円 (チケット) 148x68mm、ミシン目加工、4色オフ セット700枚 27,720円 (プログラム) A4サイズ、4c8p 700部 299,750円	427,570	(横断幕) 5種7枚 100,100円 (チケット) 148x68mm、ミシン目加工、4色オフ セット700枚 27,720円 (プログラム) A4サイズ、4c8p 700部 299,750円		
通 信 運 搬 費						
委 託 費						
賃 金						
会 議 費						
雑 役 務 費	268,368	(株式会社協栄) 会場設営・警備一式 158,268円 (ヤマモトスポーツ) 顕彰記念品 27,500円 (株式会社スチュワード) 審判員派遣費用 72,600円 (金融機関) 振込手数料 10,000円	268,368	(株式会社協栄) 会場設営・警備一式 158,268円 (ヤマモトスポーツ) 顕彰記念品 27,500円 (株式会社スチュワード) 審判員派遣費用 72,600円 (金融機関) 振込手数料 10,000円		
補助金・交付金						
コロナ対策経費	62,890	(アマゾン) 手指消毒用アルコール製剤 1L 6x @1,845=11,070円 手指消毒用アルコール製剤 5L 2x @6,110=12,220円 除菌 ウエットティッシュ 10枚 300パック x 2x @19,800=39,600円	62,890	(アマゾン) 手指消毒用アルコール製剤 1L 6x @1,845=11,070円 手指消毒用アルコール製剤 5L 2x @6,110=12,220円 除菌 ウエットティッシュ 10枚 300パック x 2x @19,800=39,600円		
そ の 他						
合 計	1,138,919		1,134,373		4,546	

【注意事項及び審査結果一覧】

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等の開催（スポーツ）
事業名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

【事業実施にあたっての注意事項】

- ※ 交付決定時に助成対象経費とした経費であっても、実施状況報告及び実績報告の内容を審査した結果、助成対象経費とならない場合があります。
- ※ 助成事業者は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は全て当該専用口座を活用する必要があります。
- ※ 助成対象経費の支払は、本邦の通貨（円）とし、助成事業専用口座からの、口座間の銀行振込を原則とします。一部の例外を除き、現金により支出する場合は助成対象経費となりませんのでご注意ください。
詳細は、「会計処理の手引」12～13ページをご確認ください。
- ※ 当事業の助成対象経費の下限額は、75万円となります。
事業を実施した結果、助成対象経費が上記下限額に満たない場合は、助成金の交付を行いませんので、注意してください。

交付申請書の審査結果は以下のとおりですので、ご確認ください。
なお、交付決定金額は交付決定通知書のとおりです。

項目	内容	審査結果
共通		助成対象者が主催であることを、大会要項、ポスター、チラシ等において明記してください。 ※共催・後援・主管等である場合は、助成対象事業となりません。報告時に確認をします。
共通		助成事業当日の実施状況が分かるスナップ写真や事業報告書等の資料を報告時に提出してください。
共通		令和4年3月31日以前に発生・支出した経費は助成対象外経費となりますので、注意してください。
共通		本事業で得た収入は全て計上してください。 なお、JSCの助成金額確定は、事業に係る収入・支出が完了した後になります。従って、助成金額確定前に他団体助成金等の収入についても全て確定する必要がありますので、予め留意し、計画的に事業を遂行してください。
共通		個人による立替払が行われている場合、国内旅費・外国旅費とそれに伴う経費（例：国内移動に必要なレンタカーの借料）及び通信運搬費以外の経費については、銀行振込・現金による支払のいずれであっても、原則、対象外経費となります。
共通		共催団体（主催構成団体）へ支出する経費は助成対象経費となりません。
会計処理等について		助成事業に要する経費の経理は、当方が指定する収支簿の作成のほか、助成事業者である団体が作成する会計帳簿においても、助成事業以外の経理と明確に区分してください。 ※「区分」とは、例えば補助科目や部門を設けて事業を区分していることや、会計システム等で助成事業のみを抽出した補助元帳等を作成することが可能であることなどを指します。（会計処理の手引P4参照）
事業形態		助成対象者が行うべき業務（企画・立案・運営等）を営利法人等に委託する事業は助成対象事業となりません。企画・立案等の範囲には、前年度予算編成作業のみならず、大会開催までの運営計画、当日の運営体制の策定まで含まれます。また、企画競争入札であっても、「企画・立案等」は助成対象者が行い、事業の進捗等を助成対象者が把握する必要があります。助成事業者が事業全体を通して主体な役割を果たし、実施する事業でなければ助成対象となりませんので留意してください。
事業形態		学校単位での参加を対象とするもの又は学校教育活動（授業又は部活動等）若しくは保育活動の一環で実施する事業は助成対象事業となりません。報告時に要項等で再度確認します。
事業形態		報告時に、実施した全ての内容における開催要項や募集のチラシ等を漏れなく提出してください。 なお、報告時の審査の結果、異なる複数の事業等を併せて1事業として申請していることが確認された場合など、助成対象事業の要件に合致しない場合は、助成金の交付を行いませんので、留意してください。

借損料・スポーツ用具費・印刷製本費・通信運搬費・雑役務費・コロナ対策経費など業者請負経費について		経済的観点及び価格の妥当性等の観点から、二人以上の者から見積書を徴収してください。また、報告時に請負契約内容の詳細(件名・単価・数量等)がわかる請求内訳書等を必ず提出してください。なお、100万円以上の請負契約を行う場合は、報告時に契約書の写し又は請書(受注書)・完了報告書・検査調書を提出してください。 ※報告時に請求内訳書等を確認した結果、助成対象とできない業務を請け負わせている場合は、対象外経費となります。
諸謝金		諸謝金を対象経費とする場合には、報告時に諸謝金・旅費等一覧表を提出してください。また、各個人が謝金を受領していることが確認できる書類(銀行振込伝票、受領書等)を提出してください。 ※代表者への支払だけでは助成対象経費とできません。 なお、所得税法の規定により、支払に係る金額につき源泉徴収を行うことが義務付けられています。源泉徴収を行う場合は、謝金等の支払金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支給する旨を、相手方に通知してください。 源泉徴収に関する取扱いは、所轄の税務署にお問合せください。
教室・大会等に係る行事運営謝金	記録写真、場内放送、運営スタッフ	大会スタッフの謝金基準単価を準用し、「10,000円/1日」が助成対象経費限度額となります。なお、報告時に諸謝金・旅費等一覧表を提出してください。
借損料		報告時に借用物品・借用期間・単価・数量など料金内訳がわかる書類(請求書・利用許可証・料金表など)を提出してください。
スポーツ用具費		助成対象経費総額(A)の合計額の30%が助成対象経費限度額となります。実績報告時に助成対象経費総額(A)を確認し、最終的な助成対象経費限度額を確認することになります。
印刷製本費		スポーツくじのロゴマークと助成事業の旨の掲示があるものが助成対象経費となります。
印刷製本費	プログラム	紙面上可能であれば、スポーツくじ理念広告の掲載のご協力をお願いします。理念広告のイメージについては、ホームページの「ロゴマーク・理念広告等の使用 <くじ助成>」を確認してください。
印刷製本費	横断幕	助成事業名(大会名)が記載されていて、ロゴマーク表示が確認できるもののみ助成対象経費となります。 団体名のみでの記載で、助成事業以外で使用するが主な目的であると捉えられる場合、助成対象となりません。
雑役務費		報告時、委託内容「一式」の内訳がわかる請求明細等をご提出ください。
雑役務費	顕彰記念品	盾、メダル等表彰に必要な記念品の作成の場合に限り、対象となります。副賞賞品の場合は、助成対象外経費となります。
雑役務費	審判員派遣	スポーツ大会等で審判を行った者に対する謝金は10,000円/1日が助成対象経費限度額となります。試合数で予算している審判謝金については、報告時に、試合単位ではなく「1人に対して1日いくら支給したのか」がわかるように諸謝金・旅費等一覧表を作成し、報告してください。
コロナ対策経費		事業の運営(当日)に必要な分のみ助成対象となりますので、ストックや配布目的の場合は助成対象外となります。また、マスク等の消耗品などについては原則運営スタッフ分のみ助成対象となります。 対象経費とする物品や数量の適正性については、実績報告時に確認します。必要に応じて購入理由や実際の使用数等の説明を求める場合がありますのでご注意ください。
その他	助成金限度額、助成対象経費限度額	貴団体の助成金限度額(3,600,000円)、助成対象経費限度額(4,500,000円)に合わせて、金額を修正しました。次年度以降、ご注意ください。